

マイナンバーカード関係手続の合理化

(管理番号15・90・246・280)

4



総務省

令和4年8月
総務省自治行政局住民制度課
マイナンバー制度支援室

重点番号14:マイナンバーカード関係手続の合理化(総務省)

提案番号90

<本人確認の主体について>

- マイナンバーカードは、マイナンバー法上の本人確認書類かつ番号確認書類であるとともに、デジタル手続法により行政手続のオンライン化を実現するための手段として位置づけられている。
 - ・ 住所地市町村長によって、申請者が当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者であること等の本人確認を経た上で交付される（マイナンバーカードに搭載される電子証明書の発行も同様。）。
 - ・ これにより、マイナンバーカードの記載・記録事項が公証されたものとなり、マイナンバーカードを利用した電子申請を行った際、住民票の写し等の提出を省略できるという法的効果が発生。
- このことから、マイナンバーカードの交付、電子証明書の発行の前提となる本人確認は、公権力の行使に該当するものと解されるものであり、民間事業者に委託することは適当でないと考えている。

<参考>

- ・ カード交付関係事務の民間委託については、交付・不交付の決定や、請求・届出内容の審査等を除き、基本的に委託可能であるとしている。本人確認については、市町村の適切な管理のもと本人確認資料や手続の説明・窓口の整理等の補助的業務は委託可能。
 - また、カード関係事務を行う統合端末の操作についても、交付前の準備作業である交付前設定に関しては、実施可能としている。

提案番号15・246・280

<マイナンバーカード・電子証明書更新手続の非対面化>

- マイナンバーカードは、なりすまし等により不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、市区町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て、交付することが原則。
 - ・ 本人確認に当たっては、①住民票記載の申請者の個人識別事項（氏名及び、住所又は生年月日）と、提示された本人確認書類に記載の個人識別事項が一致すること、②提示された本人確認書類が偽造されているものではないこと、③申請者の顔と本人確認書類に表示された顔写真が同一人物のものかと判断できるか等の確認を行っている。
 - ・ オンラインで本人確認を行う場合、申請者の顔と本人確認書類の顔写真の確認について、対面と比較して同等以上に正確に確認することは困難。
- 電子証明書の発行については、対面での本人確認を経た発行により、国際的な基準を踏まえて策定された「行政手続におけるオンラインによる本人確認手法に関するガイドライン」上、最高位の保証レベルを実現している。
 - ・ 自身のパソコンやスマートフォン等により電子証明書の発行を行おうとした場合、秘密鍵をインターネット回線に流すというセキュリティ上のリスクがある。
 - ・ オンラインで本人確認を行った場合、ガイドライン上も保証レベルが下がってしまうことから、電子証明書の活用範囲が限定されてしまう可能性もある。
- 上記の理由から、オンラインで本人確認を行って、マイナンバーカードの交付や電子証明書の発行・更新を行うことは、現在のところ、想定していない。

提案番号246

＜署名用電子証明書以外の暗証番号の初期化・再設定＞

- 現在、コンビニのキオスク端末を用いて行うことを可能としている署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定は、利用者証明用電子証明書の4桁の暗証番号の確認に加え、カードのICチップ内の顔画像とスマホで撮影した顔写真の照合を複合的に組み合わせることによって、認証強度を確保しつつ対面によらない本人確認を実現。
- 署名用電子証明書以外の暗証番号について、対面での本人確認を行わずに初期化・再設定を行うことができるようにすることについては、認証強度の観点やシステム開発に係る費用対効果の観点から慎重な検討が必要。

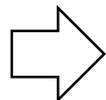
制度の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（抄）

- 個人番号利用事務等実施者は、第十四条第一項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カードの提示を受けることその他その者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。（第16条）
- 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、前条第一項の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。この場合において、当該市町村長は、その者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。（第17条第1項）

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）（抄）

- 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において署名等をするものが規定されているものを…電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって代えることができる。（第6条第4項）
- 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の政令で定める書面等であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、行政機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ政令で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。（第11条）



マイナンバーやマイナンバーカードは、行政手続のオンライン化を実現するための基盤となるもの